平成２１年（フ）第２２０５１号
東京都日野市日野台３丁目１－８
債務者　太田　享寿
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５２号
北海道帯広市西16条北１丁目１－111
債務者　菊池　玲子（旧姓矢後）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５３号
東京都北区中里３丁目１－17－407
債務者　関場　証子（旧姓紺野）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５４号
千葉県印旛郡本埜村滝野３丁目７－４－201
債務者　佐藤　靖彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５５号
千葉県印旛郡本埜村滝野３丁目７－４－201
債務者　佐藤　美絵
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５６号
埼玉県越谷市大字下間久里313－15
債務者　小笠原弘美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５７号
東京都国立市北２丁目23－３－205
債務者　水嶋　裕司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５８号
愛媛県宇和島市吉田町裡町28－２
債務者　佐久間伸夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０５９号
東京都八王子市田町８－６－102
債務者　黒澤せつ子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０６０号
宮城県仙台市太白区東中田２丁目７－30－601
債務者　寺田　　若
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０７４号
東京都日野市百草192－305
債務者　小島　沙織
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０７５号
愛知県名古屋市中川区万場５－904－３Ｄ、住民票上の住所愛知県名古屋市中川区大地１－２－１－410
債務者　加藤　正行
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０７７号
東京都荒川区荒川５丁目29－８－105
債務者　清水　慶高
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０８１号
東京都東村山市萩山町１丁目34－83
債務者　舩橋　敦子（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０９０号
東京都足立区花畑８丁目４－10－601
債務者　湯澤　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可